

福井市公用車広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が使用する車両（以下「公用車」という。）に掲載する広告の取扱いについて、福井市広告事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告を掲載する公用車は、福井市庁用自動車管理規程第2条に規定する、各課が共用して使用する自動車とする。

(広告の規格等)

第3条 募集する広告の規格、広告掲載料その他必要な事項については、別に定める。

(広告掲載の募集方法)

第4条 公用車の広告掲載募集については、市のホームページや市政広報への掲載により行うものとする。

(広告掲載の申込)

第5条 公用車に広告の掲載を希望する者は、市が別に定める期間内に福井市公用車広告掲載申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）を市に提出するものとする。

2 既に市から広告掲載の許可を受けている者で、継続して広告の掲載を希望する場合は、市が別に定める期間内に福井市公用車広告掲載継続申込書（様式第1号の2）を市に提出するものとする。

(広告主の審査・決定)

第6条 市は、前条第1項の申込を受けた場合は、内容について実施要綱等に基づき、審査を行う。

2 市は、実施要綱第7条各号のいずれかの規定に該当する事業者のほか、次に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業及び性風俗関連特殊営業と規定される業種並びに類似の業種
- (2) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）でインターネット異性紹介事業と規定される業種
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）で貸金業と規定される業種
- (4) 商品先物取引及び金融商品取引に関するもの
- (5) たばこに関するもの
- (6) 賭博に関するもの（公営競技を除く。）
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (8) 占い又は運勢判断に関するもの
- (9) 興信所、探偵事務所等

(10) 債権取立、示談引受等をうたったもの

(11) 国、地方公共団体その他公共機関と係争中の事案のある事業者

- 3 市は、実施要綱及び要領に基づき広告内容を審査し、適切であると認めたときは、福井市公用車広告掲載決定通知書（様式第2号）（以下「掲載決定通知書」という。）又は福井市公用車広告掲載継続決定通知書（様式第2号の2）により、広告主の決定を通知する。

（広告内容の審査・決定）

第7条 市は、提出された広告の掲載内容が実施要綱等に反すると判断した場合には、申請者に対し修正を求めることができる。

- 2 市は、提出された広告の掲載内容が不適当と判断した場合には、広告掲載を取り止めることができる。この場合、納入された広告掲載料は返還しない。

（表示上の個別基準）

第8条 広告の種別ごとの個別基準は、次のとおりとする。

(1) 人材募集広告

ア 人材募集に見せかけて、商品、材料、機材等の売り付け又は資金集めを目的としているものは、掲載しない。

イ 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘又はあっせんの疑いのあるものは、掲載しない。

(2) 語学教室等

安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現のあるものは、掲載しない。

(3) 学習塾、予備校（専門学校を含む）等

ア 合格率など実績を載せる場合は、事実又は客観的な根拠に基づいたものとし、実績年も併せて表示すること。

イ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容等が不明確なものは掲載しない。

(4) 資格講座等

ア 民間の講習業者が労務管理士等の名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用せず、当該資格が国家資格ではない旨を明確に表示すること。

イ 行政書士講座等の講座には、当該講座のみで国家資格が取れるような紛らわしい表現は使用せず、当該資格取得には別に国家試験を受ける必要がある旨を明確に表示すること。

ウ 資格講座等の募集に見せかけて、商品、材料等の売り付け又は資金集めを目的としているものは、掲載しない。

エ 受講費用が、全て公的給付で賄えるかのように誤認される表示はしないこと。

(5) 病院、診療所及び助産所

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）の規定により広告できる事項以外は、掲載しない。

(6) 獣医師及び動物病院

獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）の規定により広告できる事項以外は、掲載しない。

(7) 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）の規定により広告できる事項以外は、掲載しない。

イ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は、掲載しない。

(8) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用器具等（健康器具、コンタクトレンズ等）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（平成 25 年 20 法律第 84 号）及び医薬品等適正広告基準（平成 29 年 9 月 29 日薬生発 0929 第 4 号・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）並びに業界の自主規制を遵守し、広告主所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容についての了解を得ていないものは、掲載しない。

(9) 健康食品、保健機能食品、特別用途食品等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（平成 25 年 20 法律第 84 号）、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）及び不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）並びに業界の自主規制を遵守し、広告主所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ていないものは、掲載しない。

(10) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定するサービス、その他高齢者福祉サービス等

ア サービス全般（老人保健施設を除く。）

(ア) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招くような表現を使用しないこと。

(イ) 広告主に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

(ウ) その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はしないこと。

イ 有料老人ホーム

(ア) 有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成 14 年 7 月 18 日老発第 0718003 号。厚生労働省老健局長通知）に規定する事項を遵守し、同指針別表の有料老

人ホームの類型及び表示事項の各類型の表示事項は、全て表示すること。

(イ) 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

(ウ) 公正取引委員会の有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）に抵触しないこと。

(11) 墓地等

当該墓地所在地の市町村長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。

(12) 不動産事業

ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記すること。

イ 不動産売買又は賃貸の広告の場合は、取引形態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記すること。

ウ 不動産の表示に関する公正競争規約（平成15年公正取引委員会告示第2号）による表示規制に従うこと。

エ 契約を急がせる表示は、掲載しない。

(13) 建築、建設、測量、設計事務所等

名称、所在地、許認可番号等一般的な事業案内とすること。

(14) 弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士等

各業に関する法令及び監督団体等の定める広告規制に抵触する内容ではないこと。

(15) 旅行業

ア 登録番号、所在地及び補償の内容を明記すること。ただし、補償については、広告内に全て記載してある必要はなく、詳細内容が掲載されているホームページ等への誘導等があればよいものとする。

イ 不当な表示をしないこと。

(16) 通信販売業

返品等に関する規定が明確に表示されていること。

(17) 雑誌、週刊誌等

ア 適正な品位を保った広告であること。

イ 見出し、写真及び表現については、青少年保護等の点で適正であり、かつ、不快感を与えないものであること。

ウ 犯罪被害者、タレント等の有名人に関して、プライバシーを尊重し配慮のある表現であること。

エ 未成年、心身喪失者等の犯罪に関連したものは、氏名及び写真は、原則として表示しないこと。

(18) 映画、興行等

ア 暴力、賭博、麻薬、売春等の行為を容認するような内容のものは掲載しない。

- イ 内容を極端にゆがめ、又は一部分のみを誇張した表現等は使用しないこと。
- ウ 衝撃的なデザイン及び青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
- エ 年齢制限等、規制を受けるものはその内容を表示すること。
- (19) 古物商、リサイクルショップ等
 - ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
 - イ 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はしない。
- (20) 結婚相談所、交際紹介業等
 - ア 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記すること。
 - イ 掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定すること。
- (21) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織
 - ア 掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定する。
 - イ 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。
- (22) 募金等
 - ア 厚生労働大臣、都道府県知事又は市長の許可等を受けていること。
 - イ 主旨を明確に表示すること。
- (23) 質屋、チケット等再販売業等
 - ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
 - イ 個々の相場、金額等の表示はしないこと。
 - ウ 有利さを誤認させるような表示はしないこと。
- (24) その他表示について注意を要すること
 - ア 割引価格の表示
 - 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。
 - イ 比較広告（根拠となる資料が必要）
 - 主張する内容が客観的に実証されていること。
 - ウ 無料で参加又は体験できるもの
 - 費用がかかる場合があるときは、その旨明示すること。
 - エ 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告
 - (ア) 広告主の法人名又は法人名に準ずるもの（企業ロゴタイプ可）を明記するとともに、広告主の連絡先を明示すること。
 - (イ) 法人格を有しない団体の場合は、責任の所在を明らかにするため、代表者名を明記すること。
 - オ 肖像権及び著作権
 - 無断使用がないこと。

カ 宝石の販売

虚偽の表現に注意すること（公正取引委員会に確認の必要がある。）。

キ 個人輸入代行業等の個人営業広告

(ア) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

(イ) 事務所等の所在地を明記すること。

ク アルコール飲料

(ア) 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。

(イ) 飲酒を誘発するような表示はしないこと。

（広告内容等の変更）

第 9 条 広告掲載の契約を締結した広告主は、第 6 条の掲載決定通知書受理後及び広告掲載期間中に掲載内容の変更が必要と判断した場合は、直ちに協議するものとする。

2 前項の変更による損害が発生した場合は、その原因者が賠償しなければならない。

（広告主の責務）

第 10 条 広告主は、広告の内容に関する全ての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

（広告掲載の取消し）

第 11 条 市は、次に掲げる事項に該当する場合は、直ちに広告の掲載の決定を取り消すことができるものとする。

(1) 広告掲載事業を廃止するとき。

(2) 広告主が実施要綱第 7 条に該当することとなったとき。

(3) 広告主の都合により広告掲載を取りやめるとき。

2 市は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消す場合には、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

3 第 1 項第 2 号及び第 3 号による取消しにかかる経費は、広告主が負担するものとする。

（協議）

第 12 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と広告主双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要領は、平成 31 年 2 月 12 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 月 29 日から施行する。

附 則

この要領は、令和４年１月１２日から施行する。